

自動放水銃設置工事（大崎広域東部クリーンセンター）

仕様書

第1章 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する自動放水銃設置工事（大崎広域東部クリーンセンター）に適用し、工事範囲は本仕様書で定める工事に係る一切とする。

第1節 計画概要

1 一般概要

本工事は、ごみピットからの火災発生時における延焼防止を目的とし、自動放水銃を設置するものです。ピット内監視装置と放水銃のシステムを一体化させ、自動放水による迅速な初期消火を行うことで被害の最小化を図るものである。

工事にあたっては、労働安全衛生法、消防法等の関係法令を遵守すること。

2 工事名 自動放水銃設置工事（大崎広域東部クリーンセンター）

3 工事場所 宮城県遠田郡涌谷町字関谷沖名291番地1

4 工事期間 契約締結日翌日から令和10年3月15日まで（2ヵ年事業）

5 支払方法 令和8年度については出来高検査後支払い。
令和9年度は完成検査後に支払うものとする。

第2節 設計施工方針

1 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、受注者は、工事による他の設備に及ぼす影響を少なくするためにも施設を熟知し、また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な事項、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任で行うこと。

2 法令の遵守

受注者は、施工にあたっては、法律及びその他の関係法律等を遵守しなければならない。

3 使用材料

（1）使用材料は、本仕様書及び設計書に指定や特記がない場合、着工前と同等の性能を有する新品を使用するものとし、各設備の用途に適合する素材であること。

(2) 日本産業規格(J I S)電気規格調査会規格(J E C), 日本電気工業会標準(J E M)等の規格が定められているものは, これらの規格品を使用しなければならない。

(3) 配管材料については耐薬品性や耐腐食性を十分に考慮し選定すること。

4 疑義

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合, 受注者は発注者と協議しその指示に従うとともに記録を作成し提出すること。

5 変更

本仕様書については, 原則として変更は認めない。ただし, 発注者との協議により変更する場合についてはこの限りではない。

第3節 工事内容

1 設置機器

- (1) ピット内監視装置
- (2) 自動火災検知装置 制御盤
- (3) 電動放水銃
- (4) 放水銃操作機
- (5) 消火ポンプユニット
- (6) 泡消火剤ユニット

2 既設改造工事

- (1) ごみクレーン連携改造
- (2) 既設消火ポンプ移設・基礎改造

3 その他

- (1) 電動放水銃及び制御盤等の設置にあたり電気室キュービクル内より電源をとること。
- (2) 自動放水銃システムについては, ごみクレーンシステムと連携させ効率的かつ効果的に消火できるものとする。
- (3) 消火ポンプユニットは, ポンプ室に設置しプラント用受水槽より給水するものとする。

第4節 保証

1 性能保証

本工事の保証期間は, 正式引き渡しの日から1年間とし, 発注者が受注者の指定するマニュアルにより保守点検を実施した場合における設備の性能を保証すること。

なお, 機器の性能が低下した場合は受注者の責任と費用において速やかに必要な

措置を講じ性能を回復すること。

ただし、発注者の誤操作、天災等に起因する故障の場合はこの限りではない。

2 正式引渡

工事完了後に発注者が検査を行い、その結果に基づいて本設備を正式に引き渡しするものとする。

第5節 完了及び提出図書等

1 完了

受注者は工事完了後、速やかに完成時提出書類を発注者に提出し、発注者検査員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後に下記図書等を作成し提出するものとする。

- (1) 着 手 時 着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書及び経歴書、各資格証写し、一部下請負承認願（該当する場合）
- (2) 施 工 時 作業日報（当日の作業内容、作業員数、進捗率等を記入）
- (3) 完 了 時 完成届、完成報告書、現場写真（施工前、材料検査、施工中、施工後）、取扱説明書、その他指示する図書
- (4) 提出部数 上記の書類について発注者より指示がない場合は各1部ずつ提出とする

第6節 その他

1 許認可申請

業務内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行すること。

2 施工

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

受注者は、危険防止対策を十分に行い、また作業員への安全教育を徹底し、労働災害がないように努めること。特に火気等の使用については、発注者と十分に協議をすること。

(2) 現場管理

資材置場、資材搬入路等については発注者と十分に協議し、周辺に支障が生じないように計画し実施すること。また、作業完了時に現場の清掃と整理整頓を履行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

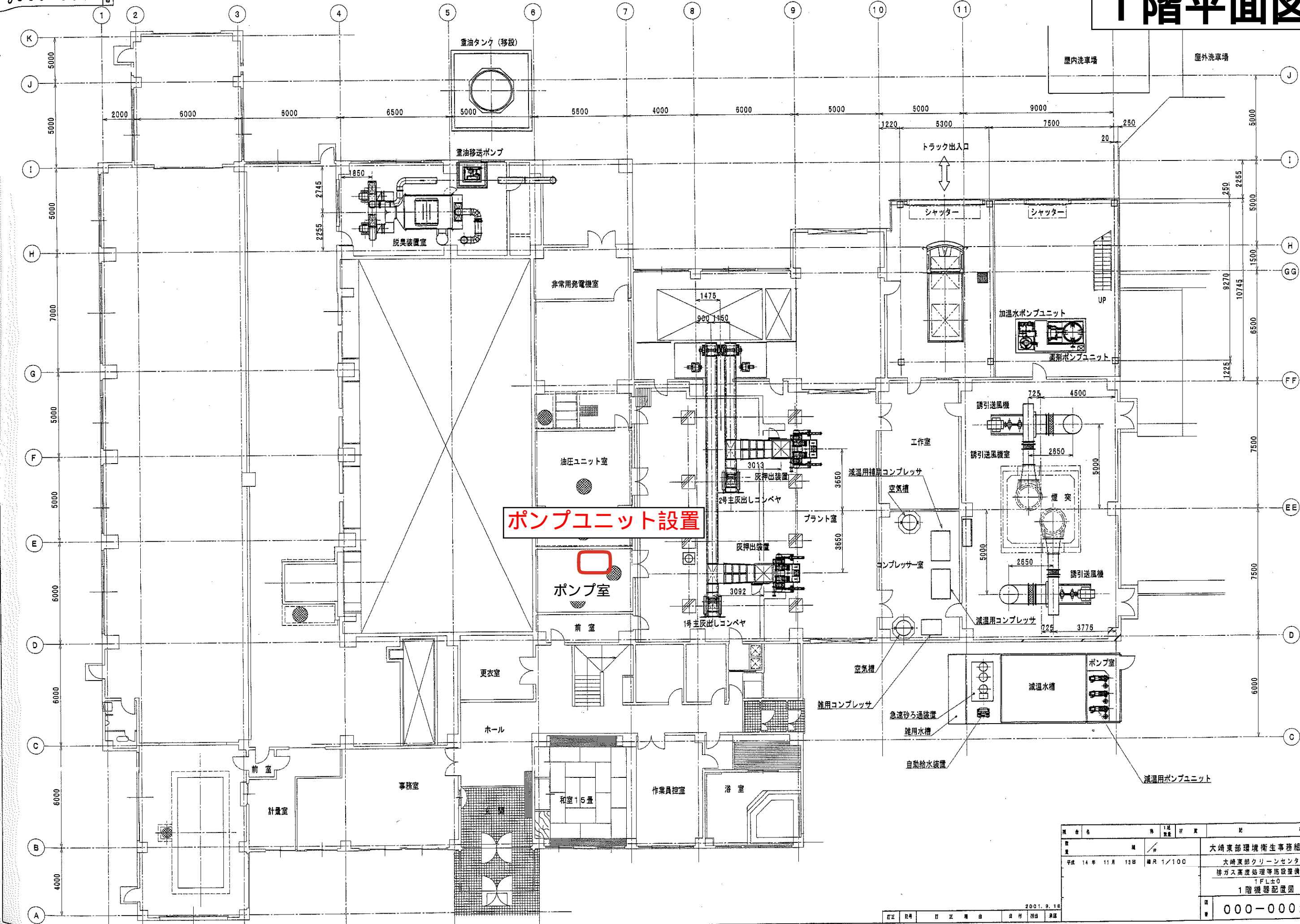
受注者は、他の設備及び既存物件等への損傷、汚染防止に努めることとし、受

注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

3 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

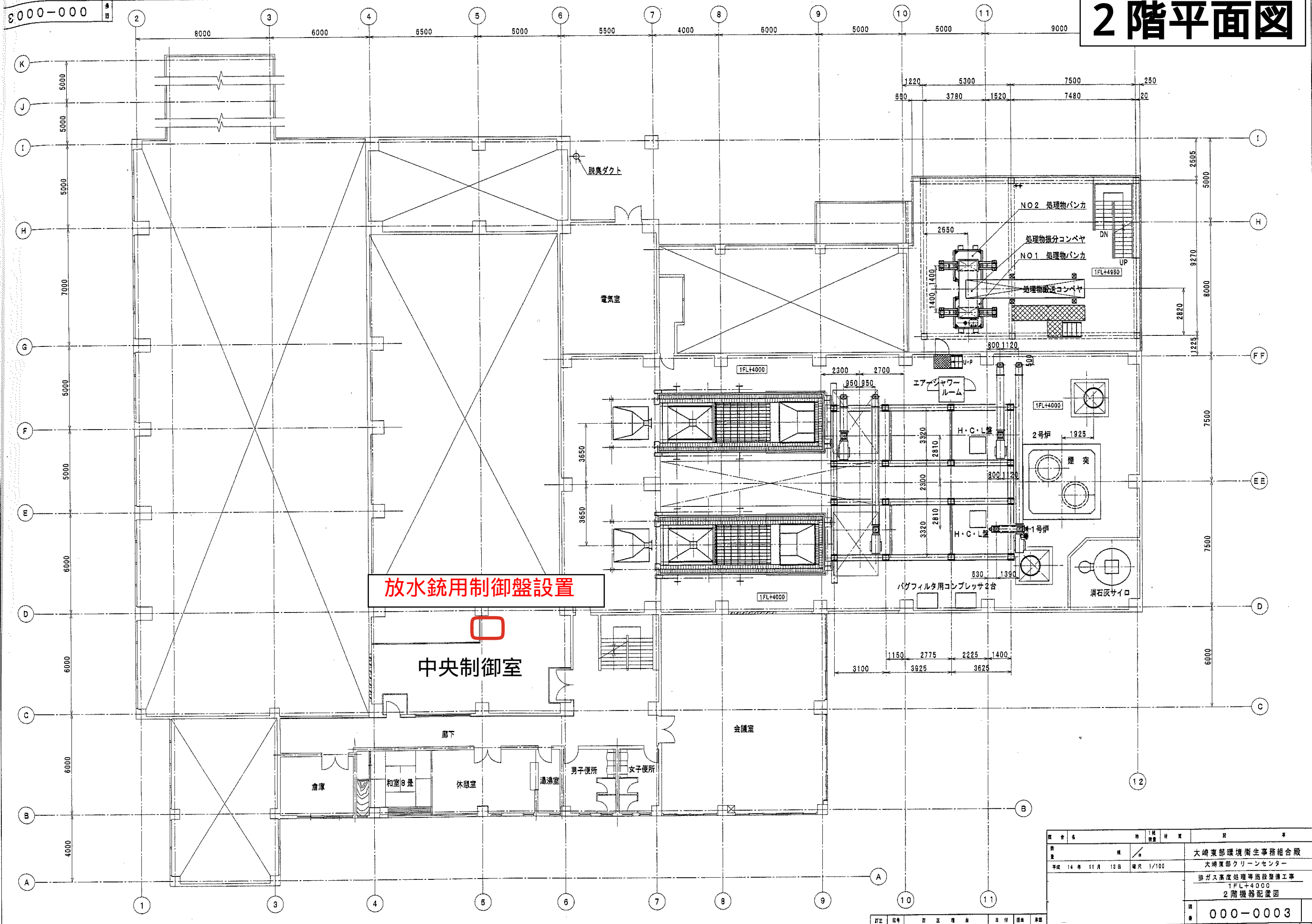
1 階平面図



観	合	名	殊	1 通 回数	材 質	記	事
数	場	坪	大崎東部環境衛生事務組合 設		大崎東部クリーンセンター		
平成 14 年 11 月 13 日	観 尺 1 / 100	捨ガス高度処理等施設整備工事		1FL±0			1 階機器設置図
18	図	000-0002					

000-000

2階平面図



図名	図号	図尺	図式
大崎東部環境衛生事務組合 大崎東部クリーンセンター 排ガス高度処理等施設整備工事 1FL+4000 2階機器配置図	000-0003	1/100	

